

限定提供データの 制度・運用上の課題について

2022年1月

経済産業省知的財産政策室

1. 施行後3年見直しの要請と今次見直しの視点

- 平成30年改正で創設した限定提供データ関連の規律の見直しの要請を踏まえ（※施行後3年（2022年7月）が目途）、制度創設時からの実務の進展、また、政府全体で推し進めるデジタル化の進展等を念頭に、現行法令の実効性を改めて検証し、指針の改訂による運用面の見直しを図る。

□「不正競争防止法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）」

「一 政府は、この法律の施行後三年を目途として、データの適正な流通及び利活用を促進する観点から、データに関連するビジネスの展開、技術革新、経済社会の情勢の変化等を踏まえ、この法律による改正後の不正競争防止法の規定の実施状況を勘案し、当該規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じること。」

□「不正競争防止法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）」

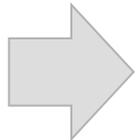
「一 本法施行後三年を目途として、データの適正な流通及び利活用を促進する観点から、データに関連するビジネスの展開、技術革新の動向等を踏まえ、改正後の不正競争防止法の規定の実施状況について検討を加え、所要の措置を講ずること。…」

I「限定提供データに関する指針」の見直し（運用面の見直し）

- 制度施行後、限定提供データの利活用が進む中で、①解釈の明確化等の要請が寄せられた論点、②今後、利用が増加すると考えられるデータPF・取引事業者が制度実装する際の論点に関する追記を検討。

II 制度（規律）の見直し

- 平成30年改正時に措置を見送った事項の検証とともに、運用面からみでの制度課題について検討。



2. 「限定提供データに関する指針」の見直し－全体方針・項目

- ①制度施行後、限定提供データの利活用が進む中で**解釈の明確化等の要請が寄せられた論点**、
②今後、**利用が増加すると考えられるデータPF・取引事業者が制度実装する際の論点**について、
指針の改訂を検討。

客体要件

- **「提供」要件の明確化**：現行指針では、「提供」要件について明確な解説を行っていないところ、一般的な解説を行うとともに具体例を追記。
- **「電磁的管理」と社内管理**：現行指針では、電磁的管理は、「データを提供する際に」施されている必要があると整理。そのため、社内でのデータの取扱いに際して電磁的管理がなされていないことにより本要件が否定されることはないと考えられるところ、この点を明確化することを検討。
- **「電磁的管理」の対象**：現行指針では、電磁的管理の対象について明確な解説を行っていないところ、当該データ専用の管理がなされている場合に本要件を満たすことについて、明確化するとともに具体例を追記。

正当取得類型

- **「任務違背」**：ライセンス契約に関する事例に関し、「限定提供データの管理に係る任務」が認められうる場合の具体例を追記。

転得類型

- **転得類型における「悪意」**：今後、政府のガイドライン等において、データPFによる来歴情報付与が推奨されていくことが想定。当該来歴情報を信頼した場合については、不正行為の介在の認識がないと考えられる旨追記。
- **転得類型とデータの同一性**：転得したデータを用いて加工情報を作成し、当該加工情報を第三者に開示する場合、転得したデータと開示するデータとが実質的に同一の情報にあたらなければ、不正競争に該当しない旨追記。

その他

- **「請求権者」**：現行指針では、請求権者について明確な解説を行っていないところ、一般的な整理を行うとともに、特に、データPFや委託者が請求権者になり得る場合について明確化。

2. 限定提供データに関する指針の見直し－各論（提供要件）

- 「提供」要件の明確化（改訂案指針、P9）：現行指針では、「提供」要件について明確な解説を行っていないところ、一般的な解説を行うとともに具体例を追記。

(2) 「特定の者に提供する」について

「特定の者」とは、一定の条件の下でデータ提供を受ける者を指す。特定されていれば、実際にデータ提供を受けている者の数の多寡に関係なく本要件を満たす。

<原則として「特定の者」に該当すると考えられる具体例>

- ▶ 会費を払えば誰でも提供を受けられるデータについて、会費を払って提供を受ける者
- ▶ 資格を満たした者のみが参加する、データを共有するコンソーシアムに参加する者

「提供する」とは、データを特定の者が利用し得る状態に置くことをいい、前述のとおり、実際に提供をしている場合だけでなく、提供する意思が認められる場合にも、本要件を満たす。

<原則として「提供する」に該当すると考えられる具体例>

- ▶ 大量に蓄積しているデータについて、各顧客の求めに応じ、顧客毎に一部のデータを提供している場合には、大量に蓄積しているデータ全体について、本要件を満たすと考えられる。
- ▶ クラウド上で保有しているデータについて、顧客が当該クラウドにアクセスすることを認める場合。

<改訂趣旨>

- 現行指針では、「提供」要件について明確な解説を行っていないところ、どのような場合に本要件を満たすかという点に疑義。
- 「提供」について解説を行うとともに、具体例を記載することで、上記疑義の解消を図ることを目的に改訂を検討。

2. 限定提供データに関する指針の見直し－各論（電磁的管理）

- 「電磁的管理」と社内管理（改訂案指針、P10）：現行指針では、電磁的管理は、「データを提供する際に」施されている必要があると整理。そのため、社内でのデータの取扱いに際して電磁的管理がなされていないことにより本要件が否定されることはないと考えられるところ、この点を明確化することを検討。

(1) 電磁的管理性について

電磁的管理性が満たされるためには、データ提供時に施されている管理措置によって、当該データが特定の者に対してのみ提供するものとして管理するという保有者の意思を第三者が認識できるようにされている必要がある。電磁的管理性が満たされるか否かは、データ提供時に施されている管理措置によって判断されるため、社内でのデータの取扱いに際して電磁的管理がなされていなかったとしても、同要件が否定されることはない。なお、実際にデータの提供を開始していても、提供する意思が認められれば、「提供」要件を満たし、限定提供データに該当する場合も考えられる。この場合は、客観的に見て、実際に提供する際に、電磁的管理を予定しているといえる場合に、本要件を満たすと考えられる。

管理措置の具体的な内容・管理の程度は、企業の規模・業態、データの性質やその他の事情によって異なるが、第三者が一般的にかつ容易に認識できる管理である必要がある。

<改訂趣旨>

- 電磁的管理要件を満たすために、社内管理を行う必要があるかという点に疑義。
- 現行指針においても、「データ保有者がデータを提供する際に」電磁的管理が必要と記載されているとおり（現行指針10頁）、**社内でのデータの取扱いに際して電磁的管理がなされていないために本要件が否定されることはない**と考えられる。その旨を確認的に記載することで疑義の解消を図ることを目的に改訂を検討。
- 加えて、**実際にデータ提供を開始していない段階における本要件の考え方**についても整理・改訂を検討。

2. 限定提供データに関する指針の見直し－各論（電磁的管理）

- 「電磁的管理」の対象（改訂案指針、P11, 12）：現行指針では、電磁的管理の対象について明確な解説を行っていないところ、当該データ専用の管理がなされている場合に本要件を満たすことについて、明確化するとともに具体例を追記。

管理措置の具体的な内容・管理の程度は、企業の規模・業態、データの性質やその他の事情によって異なるが、第三者が一般的にかつ容易に認識できる管理である必要がある。

電磁的管理性要件の趣旨は、前述のとおり、第三者の予見可能性の確保にあるところ、電磁的管理と認められるためには、当該データ専用の管理がなされているなど、第三者が当該データについて特定の者に対して提供するものとして管理する意思を認識できるものである必要がある。

対応する措置としては、データ保有者と、当該保有者から提供を受けた者（特定の者）以外の者がデータにアクセスできないようにする措置、つまりアクセスを制限する技術が施されていることが必要である。

③電磁的管理性を満たさな~~い~~場合

複製ができないような措置がなされているがアクセス制御はされていない場合は、~~「電磁的管理性」~~には満たさな~~い~~と考えられる。

<原則として「電磁的管理性」を満たさないと考えられる具体例>

- ▶ DVDで提供されているデータについて、当該データの閲覧はできるが、コピーができないような措置が施されている場合

当該データ専用の管理がなされていない場合には、電磁的管理性を満たさないと考えられる。

<原則として「電磁的管理性」を満たさないと考えられる具体例>

- ▶ データ自体には電磁的な管理がされておらず、データにアクセスすることができるPCが設置されている部屋への出入りのみを電磁的に管理している場合

<改訂趣旨>

- 電磁的管理性要件を満たすためには、何に対する管理がなされているべきか、という点に疑義。
- データ専用の管理がなされている場合には、本要件を満たすと考えられるところ、その旨記載すること及び具体例を追加することで疑義の解消を図ることを目的に改訂を検討。

指針では、「アクセスを制限する技術」の具体例として、ID・パスワード、ICカード・特定の端末機器・トークン、生体情報等を例示している（指針改定案（資料5）11～12頁参照）。

2. 限定提供データに関する指針の見直し－各論（任務違背）

□「**任務違背**」（改訂案指針、P35）：ライセンス契約に関する事例に関し、「限定提供データの管理に係る任務」が認められうる場合の具体例を追記。

ライセンス契約 (利用許諾)	機器ユーザー（データ保有者＝ライセンサー）が自己の機器の稼働データを機器メーカー（データ取得者＝ライセンサー）にライセンスしている場合において、機器メーカーはこの稼働データを自らの機器のバージョンアップのために用いることが認められているものの、機器ユーザーの当該機器のメンテナンスのために用いる義務を負っている場合（データ取得者（機器メーカー）の業務での使用が認められていたとしても、データ保有者（機器ユーザー）のメンテナンスのために使用することが義務づけられている点で、「限定提供データの管理に係る任務」があると認められる例。）	機器ユーザー（データ保有者＝ライセンサー）が自己の機器の稼働データを機器メーカー（データ取得者＝ライセンサー）にライセンスしている場合において、機器メーカーはこの稼働データを自らの機器のバージョンアップのために用いるに過ぎない場合 (単なるライセンサーとしての地位を越えて、特にライセンサーのために管理するということを示す事情がないため、「限定提供データの管理に係る任務」があるとは認められない例。 <u>もつとも、ライセンサーがデータを利用する過程で取得する情報をライセンサーにフィードバックする義務を負っている等の場合には、「限定提供データの管理に係る任務」が認められる場合がある。</u>)
-------------------	---	--

<改訂趣旨>

- ライセンス契約において、どのような場合に、ライセンサーに「限定提供データの管理に係る任務」が認められるかについて、具体例を追加することに関する要望が寄せられていたところ。
- ライセンサーがデータを利用する過程で取得した情報をライセンサーにフィードバックする義務を負っている等の場合には、**「限定提供データの管理に係る任務」が認められる場合があると考えられることから、その旨の具体例を追加。**

2. 限定提供データに関する指針の見直し－各論（転得類型「悪意」）

- **転得類型における「悪意」（改訂案指針、P39）**：今後、政府のガイドライン等において、データPFによる来歴情報付与が推奨されていくことが想定。当該来歴情報を信頼した場合には、不正行為の介在の認識がないと考えられる旨追記。

(a) 限定提供データ不正取得行為又は限定提供データ不正開示行為の存在に対する認識の例

<原則として不正行為の介在の認識があると考えられる例>

- ▶ 外部への提供が禁じられたデータの提供を受けた正当取得者に対し、転得者が、それを知りつつ金品を贈与する見返りにデータ提供を依頼した場合
- ▶ データ保有者から、不正行為が存在したことが明らかな根拠を伴った警告書を受領した場合
- ▶ データ提供者が、不正行為を行ったことを認めていることを知った場合

<原則として不正行為の介在の認識がないと考えられる例>

- ▶ データの提供について正当な権原があることの根拠がデータ取得時に示されていた場合
- ▶ データ保有者から、不正行為が存在したとの主張のみが記載された警告書を受領したが、その真偽が不明な場合
- ▶ データ保有者から、不正取得の存在について相応の根拠を有する警告書を送付されたが、その後のデータ提供者との協議において、データ提供者からそれを覆すに足りると考えられる根拠が示されたために、不正行為がなかったとの結論に至った場合
- ▶ データ流通プラットフォームサービスを介してデータを取得した際に、当該データに当該サービスを提供するプラットフォームによる認証のある来歴情報が付されておりこれを信頼した場合

<改訂趣旨>

- 今後、政府のガイドライン等において、データPFによる来歴情報付与が推奨されていくことが想定される。
- **このような来歴情報を信頼した場合には、不正行為の介在の認識がないと考えられるところ**、その旨を追記することで、データPF上で行われるデータ取引の促進に寄与することを目的に改訂。

2. 限定提供データに関する指針の見直し－各論（転得類型とデータの同一性）

□ **転得類型とデータの同一性（改訂案指針、P4 1）**：転得したデータを用いて加工情報を作成し、当該加工情報を第三者に開示する場合、転得したデータと開示するデータとが実質的に同一の情報にあたらなければ、不正競争に該当しない旨追記。

※ なお、データを継続的に転得し第三者に開示（提供）するサービスを行う事業者は、不正行為の介在について悪意となった後に、何ら対応することなく引き続きデータの転得や開示を行った場合、当該行為が不正競争に該当することになるため、自らのサービスの停止を余儀なくされることにもなりかねない。

そこで、このような事業を営む場合には、例えば以下のような対応が考えられる

- ①不正行為の介在について悪意となった場合には、正当なデータ保有者と改めて契約を行い、引き続きデータの取得・開示を行えるようにする。
- ②自らのサービスの停止につき提供サービスに関する契約違反として債務不履行責任が問われることのないよう、あらかじめ、提供サービスに関する契約に「本サービスによって提供するデータについて、当社が不正行為の介在等を知った場合には、当該データの提供を停止できる」旨を規定しておく。

※ もともと、データを継続的に転得したうえ、当該データを用いて統計情報等の加工情報を作成し、当該加工情報を第三者に提供（開示）するサービスを行う場合には、転得したデータと開示している加工情報とが実質的に同一の情報¹⁰にあたらなければ、当該加工情報の提供（開示）行為は不正競争に該当しない。

¹⁰ データの同一性の考え方については、Ⅱ. 6. (2)、Ⅲ. 4を参照

<改訂趣旨>

- 特に、データPFを想定し、転得したデータを用いて加工情報を作成し、当該加工情報を第三者に開示するデータPFについて、転得したデータと開示するデータとが同一の情報にあたらなければ、不正競争に該当しない旨追記。
- 適用除外の対象となっている「オープンなデータと同一」の情報について、「同一」とは、そのデータが「オープンなデータ」と実質的に同一であることを意味するとし、並びを単純かつ機械的に変更しただけの場合には、実質的に同一であると考えられる、と整理（指針改定案（資料5）17～18頁参照）。
- また、「開示」について、取得したデータを用いて生成されたデータベース等の成果物を開示する行為は、その成果物が元データと実質的に等しい場合や実質的に等しいものを含んでいると評価される場合には、元データの「開示」に該当する…と整理（指針改定案（資料5）21～22頁参照）。

2. 限定提供データに関する指針の見直し－各論（請求権者）

- 「請求権者」（改訂案指針、P42～44）：現行指針では、請求権者について明確な解説を行っていないところ、一般的な整理を行うとともに、特に、データPFや委託者が請求権者になり得る場合について明確化。

Ⅶ. 請求権者について

（差止請求権）

第三条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

（損害賠償）

第四条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密又は限定提供データを使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

1. 概要

限定提供データに係る不正競争（法第2条第1項第11号ないし第16号）が行われた場合、「営業上の利益」を侵害されるなどした者は、不正競争を行った者に対して差止請求や損害賠償請求を行うことができる（法第3条、法第4条）。

限定提供データに係る不正競争によって「営業上の利益」を侵害される者は、原則として、「限定提供データ保有者」（法第2条第1項第14号、法第15条2項参照）になると考えられる。

<改訂趣旨>

- 現行指針では、請求権者について明確な解説を行っていないところ、特にデータPFや委託者が請求権者になり得るかという点に疑義。
- 請求権者に関する一般的な整理を行うとともに、データPFや委託者が請求権者になり得ることについて追記することにより疑義の解消を図ることを目的に改訂。
- また、データPFについては、データPFが請求権者になり得る場合について整理を行うことにより、限定提供データを活用したデータPFの促進につなげていくことも企図。

2. 限定提供データに関する指針の見直し－各論（請求権者）

2. プラットフォーマーと請求権者

データ流通プラットフォームサービスを展開するプラットフォームは、同プラットフォーム上で流通する限定提供データが同プラットフォーム上から流出するなどした場合、一定の場合には、「営業上の利益」を侵害される者に該当し、差止請求・損害賠償請求を行うことが可能と考えられる。

この点、データ流通プラットフォームサービスを展開するプラットフォームが担う役割としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ① データを提供したいと考える提供者とデータを取得したいと考える取得者とをマッチングする役割
- ② 提供者がデータをアップロードし、取得者がデータをダウンロードできる環境（サーバやクラウド）を提供する役割（データ提供契約は提供者と取得者との間で締結され、プラットフォームはあくまでも両者のデータ取引を促進するための環境を提供する役割を担う）
- ③ ②の役割に加え、提供者がアップロードしたデータにアノテーションを付するなど加工等を行う役割（データ提供契約が提供者と取得者との間で締結される点は②と同様。）
- ④ 提供者から提供を受けたデータに加工等を行い、加工等したデータを取得者に提供する役割（加工等したデータに係るデータ提供契約はプラットフォームと取得者との間で締結される。）

この点、プラットフォームが、①の役割のみを担う場合には、プラットフォームは何らデータを蓄積・管理等していないため、「限定提供データ保有者」、すなわち、差止請求等の請求権者には該当しないと考えられる。一方、プラットフォームが②や③の役割を担う場合には、同プラットフォームについても、提供データや加工等したデータに係る蓄積・管理が想定されるため、プラットフォーム上からこれらデータが流出するなどした場合には、限定提供データ保有者として、差止請求権等の請求権者に該当する場合があると考えられる。また、プラットフォームが④の役割を担う場合には、プラットフォームが加工等したデータが限定提供データの要件を満たせば、プラットフォームは、当該加工等したデータ（限定提供データ）に対する不正競争に対し、差止請求権等の行使を行うことができると考えられる。

3. 委託と請求権者

限定提供データ保有者が当該限定提供データの管理を受託業者に委託している場合であっても、当該受託業者を通じた、蓄積・管理を行っていると考えられるため、「営業上の利益」を有するといえる。

3. 制度課題①一創設時に検討されたが措置を見送った事項

- 限定提供データに係る制度の創設時には、取引の安全に配慮する観点から、①限定提供データ侵害の刑事罰化、②限定提供データ侵害品の譲渡等規制、③転得類型における重過失規制、④悪意転換後の使用行為規制については、措置を見送っているところ。

不正競争小委「データ利活用促進に向けた検討 中間報告」（平成30年1月）での整理

①限定提供データ侵害の刑事罰化

- 悪質性の高い行為については、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等に倣い、少なくとも不正取得類型については、刑事罰を導入すべきといった意見もあったものの、刑事措置については、データの利用者の萎縮に配慮する観点から、今後の状況を踏まえて、引き続き検討すべきであるとされ、措置は見送られている。

②限定提供データ侵害品の譲渡規制

- データの不正使用により学習したA Iの方が、製品としての価値が高いことも想定されることから、不正使用により生じた物についても、民事措置の対象とすべきとの意見があった一方、A I学習済みモデルの作成において、データ自体の価値による寄与率の判断は、現時点では難しいとの意見もあった。
- 結果として、データの不正使用により生じた物（物品、A I学習済みモデル、マニュアル、データベース等）の譲渡等の行為は、対象とすべきではない、とされ、営業秘密では不正競争行為とされている侵害品の譲渡規制の措置は見送られている。

③転得類型における重過失規制

- 取引の安全の観点から、「営業秘密」とは異なり、入手経路への注意義務が転得者に課されないよう、重過失の者は対象外とすべき、とされ、重過失規制は措置されていない（「悪意」が必要）。一方、改正法の施行状況、経済社会情勢等を踏まえ、「悪意」に加えて「重過失」も規律することについては引き続き検討すべきとの意見もあった。

④悪意転換後の使用行為規制

- （現行法では、善意取得者の悪意転換後の使用行為は不正競争とされていないが、）転得者が事後的に「悪意」に転じた場合の使用行為を「不正競争行為」と位置づけることについては引き続き検討すべきとの意見もあった。

3. 制度課題② – 施行後に実務・制度実装の観点等から指摘されている課題

- 限定提供データに係る制度施行後、実務・制度実装の観点から、以下の点が指摘されている。

①「秘密として管理されているものを除く」要件（不競法2条7項）の解釈

②善意取得者保護に係る適用除外（不競法19条1項8号イ）の善意の判断基準時

① 「秘密として管理されているものを除く」要件の再検討

<現行制度>

- 不競法2条7項は、「営業秘密」と「限定提供データ」の違いに着目し、両者の重複を避けるため、「営業秘密」を特徴づける「秘密として管理されているもの」を「限定提供データ」から除外。

<制度施行後に指摘されている課題>

- 現規定を前提とすると、「秘密として管理されている」が、「公然と知られている（公知な）情報については、本要件により、限定提供データとしての保護を受けず、また、公知情報であるが故に営業秘密としての保護も及ばない。一方で、「秘密として管理されておらず、公然と知られている情報」については、限定提供データの保護が及び得ることとなり、むしろ管理されている情報の方がいずれの制度によっても保護されない結論となり、バランスを欠くのではないか。
- 本来であれば、企業として、営業秘密・限定提供データ両制度での保護を見据えた管理を行っておく方が望ましいが、本要件のために、営業秘密と限定提供データでは、秘密管理の観点からは、別々の管理態様を求めているとも解釈されるため、情報管理の現場で実際上どのような管理を施しておけばよいかが不透明。

論点

将来的に、「秘密として管理されているものを除く」要件の再検討が必要か。

3. 制度課題② – 施行後に実務・制度実装の観点等から指摘されている課題

②転得類型における善意取得者保護に係る適用除外（不競法19条1項8号イ）の善意の判断基準時

<現行制度>

- 不競法では、転得者の取引の安全を保護するために、取得時に不正な行為の介在等を知らずにデータを取得した転得者（善意転得者）について、適用除外規定（法19条1項8号イ）を整備。
- 具体的には、取引によって、限定提供データを取得した善意転得者が、取引によって取得した権限の範囲内で行う開示行為を適用除外としている。

第十九条 第三条から第十五条まで、第二十一条（第二項第七号に係る部分を除く。）及び第二十二条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

八 第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争

次のいずれかに掲げる行為

- イ 取引によって限定提供データを取得した者（**その取得した時にその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為であること又はその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為若しくは限定提供データ不正開示行為が介在したことを知らない者に限る。**）がその取引によって取得した権限の範囲内においてその限定提供データを開示する行為

<制度施行後に指摘されている課題>

- 条文上、「取引によって限定提供データを取得した者（その取得した時にその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為であること…を知らない者に限る）」と規定しているところ、善意の判断基準時は、「限定提供データを取得した時」と考えられる。
- 善意の判断基準時を、データ取得時と考える場合、例えば、プラットフォーマーAが、データ提供者Bとの間で継続的なデータ提供契約を締結したうえ、取得したデータを加工等してさらに別の者に提供するサービスを行っていた場合に、AがBとの契約締結時にはBが保有するデータについて限定提供データ不正開示行為が介在していたこと等について、善意であったとしても、契約期間中に悪意に転じた場合には、それ以降は悪意の転得類型として整理され、適用除外にも当たらないため、限定提供データを取得、使用、開示する行為はいずれも不正競争に該当する可能性（2条1項12号、15号）。このような整理は、取引の安全性を害することにならないか。

論点

「取引の安全性」の観点からは、善意の判断基準について、データ取得時ではなく、契約締結時（権原の取得時）に再整理をすることの検討が必要か。

(参考) 民事規律の見直しによる保護強化 (第12回・第13回論点)

- 本小委員会として検討を加えている民事訴訟制度上の各課題について、制度見直し・解釈の明確化も、データ保護の実効性確保 (限定提供データ制度の強化) につながる事となる。

□ 立証負担の軽減

- 営業秘密侵害事案の原告側の立証責任緩和措置である「使用の推定規定」(5条の2)について、「技術上の秘密」以外、例えば、近年重要性を増している「データ」そのものの不正持出事案にも活用できるよう、対象の営業秘密の拡充を検討するとともに、対象行為類型の拡充を検討。(あわせて、限定提供データ侵害に対する5条の2の適用を検討。)

→ 技術情報以外、データそのものの不正取得にも「使用の推定規定」を活用できるよう拡充することによってデータ保護の実効性確保に寄与。

□ 損害賠償額算定規定の見直し

- 原告の立証負担軽減の観点から、損害賠償額を容易に算定するための「損害賠償額算定規定」が存在するが、対象が限定されているとの問題が存在。データの価値の高まりに着目し、現行、「技術上の秘密」に限るとされている規定について、より広く営業秘密全般に活用し得るようにする等の見直しを検討。

→ データの不正取得事案への活用に関して予見可能性が高まることによって、「データ保護」の実効性確保に寄与。

□ ライセンシーの保護制度

- オープンイノベーションの進展等を背景に、自社技術 (ノウハウ) やデータを他者にライセンスする機会は増加。一方で、不競争法には、特許法や著作権法並びの、ライセンシー保護に係る規定がないため、ライセンサーの事業譲渡や破産の場合に、ノウハウ等の使用ができなくなる事態も想定される。このため、ライセンシーの保護に係る規定創設の必要性を検討。

→ 限定提供データのライセンシー保護につながり、データのライセンス契約を活性化することに寄与。

4. 限定提供データの運用・制度上の課題 ～検討の視点・論点（総括①）～

<限定提供データに関する指針の改訂>

（改訂案に関するご意見）

- 今回提示した改訂案に関する御意見。（→①提供要件、②電磁的管理と社内管理、③電磁的管理の対象、④任務違背、⑤転得類型における悪意の事例追加、⑥転得類型とデータの同一性、⑦請求権者の記載追記、に関する御意見）
- 今回提示した改訂ポイント以外に、追記・明確化すべき点はあるか。

4. 限定提供データの運用・制度上の課題 ～検討の視点・論点（総括②）～

<限定提供データに関する制度課題>

（①制度創設時に措置を見送った事項に関するご意見）

- 制度施行後の実態・経済社会情勢の変化等を踏まえ、制度創設時に措置を見送った事項（①限定提供データ侵害の刑事罰化、②限定提供データ侵害品の譲渡等規制、③転得類型における重過失規制、④悪意転換後の使用行為規制）について、新たに追加の措置をすべき必要性や状況の変化が認められるか。
（※「①限定提供データ侵害の刑事罰化」について、重要データの海外流出の防止の観点から、例えば、限定提供データの侵害行為のうち、「海外での使用目的での行為」（参考：営業秘密侵害の海外重罰規定）のみを刑事罰の対象とすることによって、不正持出への抑止力強化を図ることは検討に値するか。）

（②制度施行後に指摘されている制度的課題）

- 「秘密として管理されているものを除く」要件の再検討：
 - 営業秘密と限定提供データ両制度による保護の間隙は実態上どの程度生じ得るか。また、本要件は、どの程度、企業の情報管理の実務に懸念を生じさせているか。
 - 現規定の解釈によって、両制度による保護の間隙を埋めることは可能か（どのような解釈が上記懸念を解決する助けとなり得るか）。解釈による対応に限界がある場合、将来、同要件の再検討が期待されるか。
- 善意取得者保護に係る適用除外の善意の判断基準：
 - 善意の判断基準時を、データ取得時と考える場合、実態上、どの程度データ取得者の取引の安全を害することになるか。
 - 現規定の解釈によって、データ取得者の取引の安全を確保することは可能か。解釈による対応に限界がある場合、善意の判断基準時について、データ取得時ではなく、契約締結時（権原取得時）を基準とする形に修正を図ることを検討する必要があるか。
- その他、検討すべき制度施行後の制度的課題はあるか。